

# 令和5年度大月市事業仕分け

B-3

時間 13:00~14:00

場所 L203講義室

事業名	このとり支援事業
担当課	子育て健康課 健康増進担当

<b>事業の目的</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○子どもの誕生を望む人に寄り添う</li><li>○不妊治療の経済的負担を軽減し、母子保健や少子化対策の充実を図ること</li></ul>	<b>活動の実績(令和4年度)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○不妊治療費助成に関する相談数…21件</li><li>○不妊治療の申請件数…17件</li></ul>
<b>成果と目標(令和4年度)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○自己負担なく不妊治療が行えた人…13人</li><li>○上限額30万円以上治療費がかかった人の助成後の自己負担額の平均…80,670円</li></ul>	<b>課題・今後の方向性など</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○本市は、年度内の助成額が30万円と高額であり、助成期間や回数制限がない状況であるため、手厚い支援ができていると思われる</li><li>○事実婚を認めるなど、さらなる支援の拡充を図るために対象者の見直しを行いたい</li></ul>

<b>B-3</b>	<b>事業シート(概要説明書)</b>			令和5年度
<b>事業名</b>	<b>こうのとりのり支援事業</b>			
<b>予算事業名(細々目)</b>	こうのとりのり支援事業(不妊治療費助成事業)			
<b>施策の大綱</b>	健やかに暮らせるまちづくり	<b>事業開始年度</b>	平成16年	
<b>施策体系</b>	母子保健の充実	<b>部 名</b>	市民生活部	
<b>施策項目</b>	不妊治療への支援	<b>課 名</b>	子育て健康課	
<b>根拠法令等</b>	大月市こうのとりのり支援事業実施要綱	<b>担当名</b>	健康増進担当	
<b>事務区分</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	<b>作成責任者</b>	松永 幸枝	

○事務事業の計画

<b>実施の背景</b>	不妊治療は認知され普及してきてはいるものの治療費が高額で経済的負担が大きいことから誰もが希望通りに安心して治療が受けられる環境が整っている状況ではなかった。全国規模では不妊治療の実態は把握されていなかったもののおおよそ30組に1組と言われていた。また、平成15年の山梨県内の不妊治療実施35施設への調査結果によると県内では2,048人の人が不妊治療を行っており、大月市でも10~30人の人が治療を行っているという予測された。									
<b>目的</b> (何をどうしたいのか)	子どもの誕生を望む人に寄り添うとともに不妊治療の経済的負担を軽減し、母子保健や少子化対策の充実を図ることを目的とする。									
<b>事業概要</b>	<b>対 象</b> (誰・何を対象に)	夫または妻が1年以上大月市に住所があり、医療機関で不妊症と診断され、その治療を行っている戸籍上の夫婦。	<b>対象者数(全住民に対する割合)</b> 15 人 ( 0.07 % )							
	<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: ) <input type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先: 実施主体: ) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )								
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業内容(箇条書き)</th> <th>事業費</th> <th>活動指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           1. 助成対象・内容            夫または妻のどちらかが大月市内に1年以上住所があり、医療機関で不妊症と診断された戸籍上の夫婦            不妊治療に要した医療費(検査、治療及び薬代)の自己負担分            医療機関は市内・市外を問わない            2. 助成金額            年度内上限額30万円            3. 助成回数            回数制限なし            4. 申請の時期            治療期間の終了日から1年以内            5. 申請から助成までの流れ            ①申請書、証明書・領収書等必要書類を市役所窓口へ提出            ②市で内容を審査し、助成の可否を決定            ③決定通知書の交付            ④請求書を窓口または郵送にて提出            ⑤指定口座へ助成金の入金            6. 事業の周知方法            チラシの配布(窓口)、ホームページ、健康のしおり、母子手帳交付時         </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			事業内容(箇条書き)	事業費	活動指標	1. 助成対象・内容 夫または妻のどちらかが大月市内に1年以上住所があり、医療機関で不妊症と診断された戸籍上の夫婦 不妊治療に要した医療費(検査、治療及び薬代)の自己負担分 医療機関は市内・市外を問わない 2. 助成金額 年度内上限額30万円 3. 助成回数 回数制限なし 4. 申請の時期 治療期間の終了日から1年以内 5. 申請から助成までの流れ ①申請書、証明書・領収書等必要書類を市役所窓口へ提出 ②市で内容を審査し、助成の可否を決定 ③決定通知書の交付 ④請求書を窓口または郵送にて提出 ⑤指定口座へ助成金の入金 6. 事業の周知方法 チラシの配布(窓口)、ホームページ、健康のしおり、母子手帳交付時		
	事業内容(箇条書き)	事業費	活動指標							
1. 助成対象・内容 夫または妻のどちらかが大月市内に1年以上住所があり、医療機関で不妊症と診断された戸籍上の夫婦 不妊治療に要した医療費(検査、治療及び薬代)の自己負担分 医療機関は市内・市外を問わない 2. 助成金額 年度内上限額30万円 3. 助成回数 回数制限なし 4. 申請の時期 治療期間の終了日から1年以内 5. 申請から助成までの流れ ①申請書、証明書・領収書等必要書類を市役所窓口へ提出 ②市で内容を審査し、助成の可否を決定 ③決定通知書の交付 ④請求書を窓口または郵送にて提出 ⑤指定口座へ助成金の入金 6. 事業の周知方法 チラシの配布(窓口)、ホームページ、健康のしおり、母子手帳交付時										
<b>関連事業</b> (同一目的事業等)										

○事務事業の取組

		令和5年度(予算)		令和4年度(決算)		令和3年度(決算)		令和2年度(決算)		
<b>事業費</b>	<b>事業費合計</b>	3,000千円		2,905千円		2,890千円		3,289千円		
	<b>事業費内訳</b> (令和4年度分)	支出内容		経費		支出内容		経費		
		助成金	不妊治療費助成金		2,905					
<b>人件費</b>	<b>正職員</b>	0.04人	276千円	0.04人	276千円	0.03人	193千円	0.03人	200千円	
	<b>臨時職員等</b>		0千円		0千円		0千円		0千円	
	<b>人件費合計</b>	0.04人	276千円	0.04人	276千円	0.03人	193千円	0.03人	200千円	
<b>総事業費</b>		3,276千円		3,181千円		3,083千円		3,489千円		

財源 内訳	国県支出金	0千円	0千円	0千円	0千円		
	国県支出金の内容						
	地方債	0千円	0千円	0千円	0千円		
	その他特財	0千円	2,900千円	2,800千円	0千円		
	その他特財の内容 ふるさと大月応援基金						
	一般財源	3,276千円	281千円	283千円	3,489千円		
財源合計	3,276千円	3,181千円	3,083千円	3,489千円			
事業 実績	【活動指標名】(実績値/目標値)		単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
	不妊治療費助成に関する相談数(実績)		件	21	21	16	
	不妊治療の申請件数		件	17/15	11/15	13/15	
単位当たりコスト	総事業費	/	申請件数	千円	187	280	268

○事務事業の評価

事業 成果	成果目標 (指標設定理由等)	不妊治療を受けた夫婦が申請を行い、経済的負担が軽減する。					
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】(実績値/目標値)		単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度
		自己負担なく不妊治療が行えた人		人	13	4	3
		上限額30万円以上治療費がかかった人の助成後の自己負担額の平均		円	80,670	277,109	641,776
			/	/	/		
自己評価 課題 今後の方針 (事業の有効性、効率性、必要性の観点)	<p>令和4年4月の県内他市町村の状況と比較すると大月市は、年度内の助成額が30万円と高額である。また、ほとんどの市町村が助成期間や回数制限を設けている中、大月市では制限がない状況であり、不妊治療費の助成額については手厚い支援ができていられると思われる。</p> <p>また、対象については「夫婦共に1年以上住所を有する」から「夫または妻のどちらかが1年以上住所を有する」と令和3年度に見直しを行い対象者の拡充を行った。</p> <p>しかし、婚姻関係の対象について大月市は法律婚のみに対して事実婚を認めている県内市町村が3割程度ある。さらなる、支援の拡充を図るために対象者の見直しを行いたい。</p>						
比較参考値 (類似事業例など)							
特記事項	<p>妊娠はしたものの流産・死産を繰り返す不育症で悩まれている人がおり、無事出産を迎え我が子に会えるためには高額な医療費が必要となる。県においては不育症治療費の自己負担の1/2を助成しており、県内の2割近くの市町で不育症治療の助成を行っているが大月市では助成を行っていない。子どもの誕生を望む人に寄り添い、どこに住んでいても差がなく助成が受けられる母子保健の充実を図るため不育治療の助成も検討していきたい。</p>						

# 大月市 こうのとりのとり支援事業

(不妊治療費助成事業)

## 対象者

大月市内に 1 年以上住所がある方で、医療機関で不妊症と診断され、その治療を行っている戸籍上の夫婦が対象となります。

## 助成の内容

不妊治療に要した医療費(検査、治療及び薬代)の自己負担額を助成します。ただし、1年度内30万円を限度とし、県や他団体からの給付を受けられる場合は、その額を控除した額となります。医療機関は市内・市外を問いません。

## 申請

「大月市こうのとりのとり支援事業医療費助成金交付申請書」を、医療機関及び保険薬局が証明した治療期間の終了日から起算して1年以内に子育て健康課窓口へ提出してください。

## 申請の際に必要なもの

- ① 申請書
- ② 不妊治療受診等証明書
- ③ 医療費領収書
- ④ 県や他の助成を受けた場合は当該助成金の額を確認することができる書類
- ⑤ 戸籍謄本又は住民票謄本
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 口座番号がわかるもの

※ 申請書、不妊治療受診等証明書は、子育て健康課窓口で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

**※ 詳しくは大月市 子育て健康課へお問い合わせください。**



大月市 子育て健康課 健康増進担当  
電話 0554-23-8038

プライバシーは厳重に守ります。